平成３０年（フ）第３号
東京都世田谷区奥沢５丁目37－７－401
破産者　布勢美奈子（旧姓小畑）
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３４号
東京都練馬区谷原５丁目５－８－108
破産者　五十嵐昌広
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３９号
東京都墨田区両国４－６－５　Ｌｅ－ｌｉｏｎ両国参番館403、住民票上の住所京都府宇治市小倉町南堀池66－７
破産者　渡邉　真司
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５２号
東京都練馬区練馬３丁目27－６－201
破産者　仲　　真人
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９０号
千葉県松戸市高塚新田494番地の14梨香台団地７棟411号室、開始決定時の住所千葉県松戸市高塚新田526番地の28
破産者　芳野　　稔
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６２３号
千葉県松戸市二十世紀が丘中松町72番地
破産者　塚本　文男
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６６８号
茨城県取手市戸頭６丁目１番地11の103号室
破産者　株式会社ｎｅｘｔ　ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６６９号
千葉県柏市西原４丁目16番11－102号
破産者　石塚　隆昭
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８０４号
千葉県鎌ケ谷市中佐津間１丁目３番４号（ファーストプライズＡ101）
破産者　牛島　源太
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８１２号
千葉県松戸市五香７丁目32番地の５
破産者　株式会社Ｍ＆ＭＳＯＵＮＤ
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８１７号
千葉県流山市東初石４丁目195番地の26
破産者　渡部　清美
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８２３号
千葉県松戸市六高台７丁目22番地　ライオンズマンション松戸六高台103号
破産者　岩﨑　秀吉
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６０３２号
東京都港区新橋４丁目30番６号
破産者　株式会社ＧＷリアルエステートＭ＆Ａ
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７８７３号
東京都港区新橋４丁目30番６号
破産者　株式会社ＧＷソリューション
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７８７４号
東京都港区新橋４丁目30番６号
破産者　ＧＷ鹿島発電所株式会社
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７９９号
群馬県太田市飯塚町801番地９
破産者　株式会社花菱
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８００号
東京都港区六本木７丁目３－８－315
破産者　田島　光夫
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７９号
長野県松本市野溝木工１丁目６番60号
破産者　有限会社アルファゼネレーション
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第８号
長野県飯田市鼎切石5121番地87
破産者　ナガヌマ建築有限会社
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第３１５９号
大阪市北区堂山町１番５号
破産者　株式会社川村建設工務
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８８６号
大阪府吹田市円山町17番28号
破産者　株式会社ユゲタ
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部